

徳島県情報公開審査会答申第153号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成27年10月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇土地改良区設立に係る申請資料から現在に至る経緯が分かる書類（申請書、許可書、定カン、議示録、指導文書等）（阿南産業交流部）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年10月20日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「不存在である」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件請求のうち、「〇〇土地改良区設立に係る申請資料から現在に至る経緯が分かる書類（指導文書等）」に係る公文書として、「平成〇年〇月〇日付け〇〇土地改良区に対する改善指導と土地改良法第132条第1項に基づく報告の徴収について」と特定し、公文書公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年10月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成27年11月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議

申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、土地改良法に基づき土地改良区に対して指導監督する立場であるから、本件請求に係る公文書を保有しているはずである。

また、公文書公開請求で公開した公文書は、1年間は保存するという規定があるから、その規定に基づいて当該公文書があるはずである。

監督官庁として土地改良区を管理する立場である実施機関が、事実を隠蔽及び保存書類を全部焼いたとする行為を明確にするため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件事案に係る公文書

本件事案に係る公文書は、本件処分を行った「〇〇土地改良区設立に係る申請資料から現在に至る経緯が分かる書類（申請書、許可書、定カン、議示録）」である。

「申請書、許可書」に係る公文書とは、昭和〇年度の〇〇土地改良区設立時に実施機関に提出された資料及びこれを実施機関が認可した資料である。

また、「定カン、議示録」に係る公文書とは、定款変更の際に〇〇土地改良区から実施機関に提出された資料及びこれを実施機関が認可した資料である。

2 公文書の管理について

実施機関は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）に基づき公文書の管理を行っており、規則第6条第1項において、「公文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。」と定め、また、第9条第1項において、「公文書は、その保存期間（保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。」と定めている。

3 「申請書、許可書」に係る公文書について

「申請書、許可書」に係る公文書は、規則別表の「公文書の区分」一の項の14「その他30年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として、その保存期間を30年と定めており、当該公文書は、昭和〇年度に保有した公文書であるため昭和〇年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されている。

また、公文書の廃棄の特例として、規則第10条第4号において、「徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第6条第1項に規定する公開請求があったものについては、同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年間」が経過する日までの間、廃棄してはならないと規定されているが、「申請書、許可書」に係る公文書について、本件請求の日からさかのぼること1年間の間には同様の公文書公開

等の決定は行われていない。

4 「定カン、議示録」に係る公文書について

「定カン、議示録」に係る公文書は、規則別表の「公文書の区分」三の項の11「その他5年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として、その保存期間を5年と定めている。

〇〇土地改良区が定款変更を行う場合は、実施機関の認可を受けており、設立から現在までに〇回の定款変更が行われ、最後に定款変更が行われたのは平成〇年度となっている。「定カン、議示録」に係る公文書は、最後に定款変更が行われた平成〇年度までに〇〇土地改良区から実施機関に提出された資料であって、平成〇年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されている。

また、規則第10条第4号において公文書の廃棄の特例が規定されているが、「定カン、議示録」に係る公文書について、本件請求の日からさかのぼること1年間の間には同様の公文書公開等の決定は行われていない。

5 結論

以上の理由から、異議申立人が本件請求を行った平成27年10月6日には、実施機関は本件事案に係る公文書を保有していないことから、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案に係る公文書

ア 異議申立人は、本件請求のうち本件処分が行われた「〇〇土地改良区設立に係る申請資料から現在に至る経緯が分かる書類（申請書、許可書、定カン、議示録等）（阿南産業交流部）」について公開を求めている。

イ 「土地改良区設立に係る申請資料」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、都道府県知事に対して行う設立認可の申請の際、提出する設立認可の申請書及びそれに添付する土地改良事業計画書、定款等を指しており、「〇〇土地改良区設立に係る申請資料（申請書、許可書、定カン等）（阿南産業交流部）」（以下「本件公文書1」という。）とは、〇〇土地改良区についての設立認可の申請書及びその添付書類並びに当該申請に係る実施機関の認可の書類であって、南部総合県民局が保有するものを指すと認められる。

ウ 「現在に至る経緯がわかる書類」とは、設立後現在までの間に行われた定款変更の認可に係る書類を指している。土地改良区が定款の変更を行うには、法第30条第1項の規定により土地改良区の総会の議決を経て、同条第2項の規定により都道府県知事の認可を受けなければならないが、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第27条第1項の規定に基づき土地改良区から都道府県知事に対し、定

款変更の事由を記載した書面，総会の議事録の謄本等を添付した変更の認可申請書を提出することとされている。「〇〇土地改良区設立から現在に至る経緯が分かる書類（申請書，許可書，定カン，議示録等）（阿南産業交流部）」（以下「本件公文書 2」という。）とは，〇〇土地改良区の設立から本件請求の日までに同土地改良区から実施機関に提出された定款変更の認可申請書及びその添付書類並びに当該申請に係る実施機関の認可の書類であって，南部総合県民局が保有するものを指すと認められる。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は，実施機関が行った本件処分について，本件公文書 1 及び本件公文書 2 を保有しているはずであると主張するため，当該公文書の存否について検証する。

(1) 本件公文書 1 について

実施機関の説明によると，本件公文書 1 については，「規則別表の「公文書の区分」一の項の 1 4 「その他 3 0 年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として，その保存期間を 3 0 年と定め」，「昭和〇年 3 月 3 1 日に保存期間が満了したことから既に廃棄されている。」とのことである。

当審査会において確認したところ，〇〇土地改良区は昭和〇年〇月〇日に設立が認可されていることから，実施機関は，設立認可に係る本件公文書 1 を昭和〇年度に作成し，又は取得していたと認められる。そして，実施機関は，規則に基づき本件公文書 1 の保存期間を 3 0 年と定めているため，昭和〇年度末である昭和〇年 3 月 3 1 日まで保管していたとのことであり，実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお，異議申立人は，「公開請求で公開した公文書は，1 年間は保存するという規定があるから，その規定に基づいて当該公文書があるはずである。」と主張しているので，その点についても検証する。

規則第 1 0 条第 4 号において，公文書公開請求があった公文書の廃棄の特例が規定されているが，実施機関における調査では，本件請求の日からさかのぼること 1 年間の間には同様の公文書公開等の決定は行われていないとのことであった。当審査会において確認したところ，本件請求の日の 1 年前までにおいて本件公文書 1 に係る公開請求についての決定は，存在しなかった。

したがって，本件公文書 1 について「保存期間が満了したことから廃棄されている。」とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件公文書 2 について

実施機関の説明によると，本件公文書 2 については，「規則別表の「公文書の区分」三の項の 1 1 「その他 5 年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として，その保存期間を 5 年と定め」，「平成〇年 3 月 3 1 日に保存期間が満了したことからすでに廃棄されている。」とのことである。

当審査会において確認したところ、〇〇土地改良区の直近の定款変更の認可は平成〇年〇月〇日にされていることから、実施機関は、定款変更の認可に係る本件公文書２を平成〇年度までに作成し、又は取得していたと認められる。そして、実施機関は、規則に基づき本件公文書２の保存期間を５年と定めているため、平成〇年度末である平成〇年３月３１日まで保管していたとのことであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、異議申立人は、「公開請求で公開した公文書は、１年間は保存するという規定があるから、その規定に基づいて当該公文書があるはずである。」と主張しているため、その点についても検証する。

規則第１０条第４号において、公文書公開請求があった公文書の廃棄の特例が規定されているが、実施機関における調査では、本件請求の日からさかのぼること１年間の間には同様の公文書公開等の決定は行われていないとのことであった。当審査会において確認したところ、本件請求の日の１年前までにおいて本件公文書２に係る公開請求についての決定は、存在しなかった。

したがって、本件公文書２について「保存期間が満了したことから廃棄されている。」とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

３ 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第６ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成２７年１１月２７日	諮問
平成２８年 １月１５日	実施機関からの理由説明書を受理
３月１５日	審議（第１３４回審査会）
５月１６日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第１３５回審査会）
７月２７日	審議（第１３７回審査会）

8月29日	審議（第138回審査会）
10月3日	審議（第139回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	